

令和5年度 暴風警報・特別警報等発表時における児童の登下校について

岡崎市立梅園小学校

1 児童が登校する以前に、「岡崎市」に「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

- (1) 午前6時10分までに暴風警報・暴風雪警報が解除された場合（始業時刻午前8時10分の2時間前までに） ⇒ 平常通り授業を行います
- (2) 午前6時10分過ぎから午前11時まで
に暴風警報・暴風雪警報が解除された場合 ⇒ 解除後2時間を経てから授業開始
・解除後1時間30分後をめぐり、集合場
所に集まって集団登校させてください。
- (3) 午前11時を過ぎてから、暴風警報・
暴風雪警報が解除された場合 ⇒ この日の授業は行いません

2 児童の登校後に、「岡崎市」に「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

※メール配信、梅園小ホームページで保護者の方に連絡いたしますが、混み合うために連絡が遅くなることが予想されます。台風情報をよく御確認ください。

- (1) 気象条件等を総合的に判断して、児童が安全に帰宅できると判断した場合
○授業を中止して速やかに下校させます。ただし、留守の家庭、児童育成センター及びこどもの家へのかばん下校の児童は体育館で待機をさせますので、お迎えをお願いします。
- (2) 気象条件等を総合的に判断して、児童が安全に帰宅できないと判断した場合
○安全と確認できるまで児童を学校に残します。お迎えに来ていただいた方には、引き渡します。

3 「特別警報」が発表された場合（ただちに“命を守る行動”を最優先します）

- (1) 児童が登校する以前に、岡崎市に特別警報が発表されている場合
- ①児童を登校させません。
 - ②特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまでは登校させません。
- (2) 児童の登校後に、岡崎市に特別警報が発表された場合
- ①ただちに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き・保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
 - ②児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させません。

4 通学路の状況等で登校できない場合

大雨洪水警報等が発表され、通学路の冠水・道路や橋の破壊・電線の断線等で、児童の通学が困難だと保護者が判断された場合は登校させないでください。なお、この時は必ず学校へ連絡してください。（梅園小学校 ☎ 22-3566）

※このお知らせは、見やすい場所に掲示しておいてください。